

ものならんか。記中に太保と謂ふは沙州歸義軍節度使張議潮にして、前沙州刺史議潭は其の兄なり。太保の貴姪と謂ふは「承父之任充沙州刺史」と記せるに依りて考ふれば議潭の子に外ならざるべく、太保の姪男淮深と謂ふは新唐書吐蕃傳及び通鑑等に義潮の族子、宋史沙州傳に其の從子と爲し、羅振玉氏が張義潮傳(國學叢刊卷六所收)に於て「疑淮深兄弟或卽義潮子、以無確證而宋史作從子、較族子爲近、姑從之」と記せるものにして、宋史の謂ふ所と合せり。思ふに亦議潭の子なるべきか。又記中議潭を稱して皇考と爲せり。されば此の記が議潭の一子にして、議潮の姪に當る人に依りて撰せられたるものなること疑ふ可らず。淮深と、父の任を承けて沙州刺史たりし者とは、太保の姪なる關係に於て同一なるにも拘はらず、記には後者に就きては「故太保之貴姪也」と謂ひ、前者に就きては單に姪男淮深と記せるに依れば、記を撰せる人を以て淮深と爲すべきが如し。此の記が主として淮深の功を記することも亦此の見解を助くる所以なりとす。然れども李氏再修功德記に據りて羅氏の謂ふ所に從へば、淮深には別に又弟淮シ(字畫の旁を缺く)ありて淮深に嗣げり。淮深兄弟を議潭の子と爲すことに於て過る無しとすれば、記は淮シの撰する所と見るも亦妨げず。其の何れに従ふべきかは後の考に俟たんとす。記中太保の貴姪の勳徳を敘するに當り、之を議潭の夫人索氏の後に續ぎ、突如として「公則太保之貴姪也」とせり。思ふに此の間誤脱の存するものあるべし。淮深が修補の功を修めたる「宕泉北大像」と謂ふは、スタイン氏の獲たる燉煌錄にも「其像長一百六十尺」と記せるものにして、同氏のセリンディア(Serindia)第七九六頁に記せる敦煌千佛洞の巨像は或は之に當るものならんか。

三、曹議金疏 後唐長興四年・五年 (No. 2704)